



三重県公報

平成27年11月4日(水)

第 2748 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
714	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による特定病院の認定	(障がい福祉課)	2
715	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	2
716	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
717	家畜伝染病が発生した旨の届出	(畜産課)	2
718	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	3
719	同伴	(同)	3
720	保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知	(同)	4
721	総合特別区域法の規定による指定法人の指定	(ものづくり推進課)	7
722	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(企業誘致推進課)	7
723	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関	(建築開発課)	8
724	地方自治法施行令第158条第1項の規定による貸付金の償還金の収納事務の委託	(教育委員会)	9
選 管 告 示			
107	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(選挙管理委員会)	10
108	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	11
監 査 委 員 公 表			
8	監査結果の公表	(監査委員)	11
公 告			
	争議行為を行う旨の通知	(雇用対策課)	22
	同伴	(同)	22
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	23
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	23

告 示

三重県告示第 714 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 21 条第 4 項及び第 33 条第 4 項の規定による精神科病院として次のとおり認定しました。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

認定病院の名称	所在地	認定期間
多度あやめ病院	桑名市多度町柚井 1702	平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
総合心療センターひなが	四日市市大字日永 5039	平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
鈴鹿厚生病院	鈴鹿市岸岡町 589-2	平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1	平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2	平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
南勢病院	松阪市山室町 2275	平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

三重県告示第 715 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	アイセイ薬局 小杉店	四日市市小杉町東浦 1277 番 2		薬局	平成 27 年 11 月 1 日
薬局	アイセイ薬局 下海老店	四日市市下海老町字平野 108-12		薬局	平成 27 年 11 月 1 日
病院及び診療所	市立四日市病院	四日市市芝田二丁目 2 番 37 号		眼科に関する医療	平成 27 年 11 月 1 日
薬局	な の 花 薬 局 日永北店	四日市市日永西 1 丁目 4546-6		薬局	平成 27 年 11 月 1 日

三重県告示第 716 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	ココカラファイン薬局 曾祢店	曾祢調剤薬局	ココカラファイン薬局 曾祢店		薬局	平成 27 年 9 月 1 日
薬局	ファーコス薬局 津にしぐち	ファーコス津にしぐち薬局	ファーコス薬局津にしぐち		薬局	平成 27 年 11 月 1 日

三重県告示第 717 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出がありました。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 病名
ヨーネ病
- 2 家畜の種類
牛
- 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 3 頭
- 4 発生の区域
三重県津市
- 5 発生日月日
平成 27 年 10 月 20 日

三重県告示第 718 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字スルジ 2364・2366 の 5（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、2361 から 2363 まで、2365、2366 の 1 から 2366 の 4 まで、2366 の 6、2367 から 2370 まで、2368 の 1、2372、2373、2375 から 2382 まで、2383 の 3、2383 の 5 から 2383 の 9 まで、2384 から 2387 まで、海山区引本浦字在ノ上 528 の 7、528 の 9、528 の 24、528 の 25、海山区中里字小枕 349 から 352 まで、353 の 4 から 353 の 6 まで、海山区相賀字丸口 1340・1341 の 1・1341 の 22（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、尾鷲市九鬼町字桃ノ木谷 889 の 22（次の図に示す部分に限る。）、889 の 1 から 889 の 21 まで、889 の 23、賀田町字水呑 146、147 の 2、147 の 3、大字天満浦字天満 69、70、71 の 2、71 の 3、大字南浦字白樺 3257 の 10・3257 の 11（以上 2 筆国有林）、3257 の 1 から 3257 の 3 まで、3268、字川ノ奥丁子ノ廻り 3270 の 1、字新田ノ上薬師谷 1882 の 1・1882 の 3（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、1882 の 4（国有林。次の図に示す部分に限る。）、1882 の 6 から 1882 の 14 まで（以上 9 筆国有林）、1882 の 2、1882 の 5、字矢ノ川主ヶ谷 2057、2058
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天満 70（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 719 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町海山区相賀字鍋ヶ谷 1302 の 1・1302 の 5 から 1302 の 7 まで（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 720 号

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（平成 27 年三重県告示第 602 号）は、相手方の所在不明のため通知することができないので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、その通知の内容を尾鷲市役所及び紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 通知することができない者の氏名
稲葉優
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町海山区矢口浦字栗生 866 の 1、867 の 1、字在前 915 の 3
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 通知することができない者の氏名
上地峯太郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町海山区上里字メ田賀 724 の 10（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

岡本幸次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町海山区矢口浦字在前 915 の 5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

岡本惣吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町海山区上里字メ田賀 724 の 8

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

川上コミヨ

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市三木里町字下野谷 1364、1371

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

柴田久吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町海山区上里字メ田賀 724 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 7

1 通知することができない者の氏名

大成木材生産有限公司

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町海山区中里字大平 438 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 8

1 通知することができない者の氏名

山本萬治

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市大字南浦字馬越甚兵衛平 3883

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 721 号

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定法人を指定しました。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
シンフォニアテクノロジー株式会社	東京都港区芝大門 1 丁目 1 番 30 号	平成 27 年 10 月 16 日	平成 28 年 3 月 31 日

三重県告示第 722 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部企業誘致推進課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン津南ショッピングセンター
津市高茶屋小森町 145 番地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数及び位置

	収容台数		位 置
	変更前	変更後	
南側駐車場	265 台	262 台	縦覧による
東側駐車場	51 台	57 台	縦覧による
東側第二駐車場	-	26 台	縦覧による
北側駐車場	305 台	315 台	縦覧による
立体駐車場 1F	98 台	92 台	縦覧による
立体駐車場 2F	167 台	160 台	縦覧による
立体駐車場中 2F	78 台	73 台	縦覧による
立体駐車場 R F	180 台	169 台	縦覧による
建物屋上駐車場 1	351 台	339 台	縦覧による
建屋屋上駐車場 2	211 台	213 台	縦覧による
合計	1,706 台	1,706 台	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	入口の数		出口の数		位置
	変更前	変更後	変更前	変更後	
南側駐車場	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	縦覧による
東側駐駐車	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	縦覧による
東側第二駐車場	-	1箇所	-	1箇所	縦覧による
北側駐車場	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	縦覧による
立体駐車場 1F	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所	縦覧による
建物屋上駐車場	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	縦覧による
荷さばき施設 1	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	縦覧による
荷さばき施設 2	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	縦覧による
荷さばき施設 3	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	縦覧による
合計	9箇所	10箇所	9箇所	11箇所	

イ 駐輪場の位置及び収容台数

	収容台数		位置
	変更前	変更後	
南側駐輪場 1	57台	57台	縦覧による
南側駐輪場 2	46台	46台	縦覧による
東側駐輪場	54台	54台	縦覧による
西側駐輪場	35台	35台	縦覧による
北側駐輪場 1	9台	13台	縦覧による
北側駐輪場 2	4台	-	縦覧による
北側駐輪場 3	32台	32台	縦覧による
北側駐輪場 4	28台	28台	縦覧による
合計	265台	265台	

- 3 変更年月日
平成 27 年 8 月 7 日
- 4 変更理由
店舗施設の利用状況の適正化を図るため
- 5 届出の日
平成 27 年 8 月 5 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部企業誘致推進課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 27 年 11 月 4 日から平成 28 年 3 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 723 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせることとしましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 1 項の規定により公示します。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

機関の名称	機関の住所	業務区域	業務を行う事務所の所在地	行わせることとした判定の業務	業務の開始の日
一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目7番2号	三重県全域	東京都千代田区富士見二丁目7番2号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人ベターリビングの構造計算適合性判定業務規程等により判定で	平成 27 年 11 月 1 日

				きないものを除く。) 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物	
日本建築検査協会株式会社	東京都中央区日本橋三丁目13番11号	三重県全域	東京都中央区日本橋三丁目13番11号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務(日本建築検査協会株式会社の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。) 1 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物	平成27年11月1日
ビューローベリタスジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町1番地	三重県全域	東京都千代田区神田駿河台二丁目8番 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務(ビューローベリタスジャパン株式会社の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。) 1 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物	平成27年11月1日

三重県告示 724 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、三重県高等学校等修学奨学金貸付金に係る償還金の収納事務を次のとおり委託します。

平成27年11月4日

三重県知事 鈴木英敬

1 委託先

東京都中央区勝どき1丁目7番3号
中央債権回収株式会社

2 委託期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 107 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

1 政治団体の設立

(1) 法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第 2 号)	届出年月日	備考
はなこを励ます三重県後援会	青木重孝	松本純一	津市桜橋二丁目 191-4	自見英子 参議院議員	平成 27 年 10 月 1 日	

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
片松まさひろ後援会	片松雅弘	片松雅弘	員弁郡東員町笹尾東 4-18-19	平成 27 年 9 月 24 日	
市民改革の会・嬉野	梅本啓一	梅本治美	松阪市嬉野神ノ木町 1468-8	平成 27 年 9 月 16 日	
市民改革の会・松阪	田中正浩	田中千里	松阪市久保町 764-3	平成 27 年 9 月 4 日	
谷口きよし後援会	松田俊助	谷口奈美	松阪市田原町 332-25	平成 27 年 9 月 9 日	
中村等後援会	中村等	中村真由美	員弁郡東員町大字八幡新田 64-2	平成 27 年 10 月 9 日	
西井まりこ後援会	西井真理子	西井真理子	いなべ市大安町大井田 1181-1	平成 27 年 9 月 24 日	
米倉よしちか後援会	米倉芳周	米倉初代	松阪市久保町 1843-211	平成 27 年 9 月 9 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県鳥羽市第一支部	中村欣一郎	主たる事務所の所在地	鳥羽市安楽島町 672-5	鳥羽市大明西町 11-25	平成 27 年 3 月 30 日	政党
自由民主党美杉支部	浅尾博一	主たる事務所の所在地	津市美杉町八手 俣 937	津市美杉町太郎生 3018	平成 27 年 7 月 4 日	政党
亀山歯科医師連盟	生川克弥	主たる事務所	亀山市阿野田町 1674-1	亀山市みずほ台 1-312	平成 27 年 6 月 30 日	

の所在

地

代表者 生川克弥 落合力

四日市医師連盟 淵田則次 会計責任者 水谷健一 加藤尚久 平成27年
6月23日

三重県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

平成27年11月4日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
自由民主党三重県伊賀市第二支部	岩田隆嘉	平成27年8月28日	政党

監査委員公表**監査委員公表第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成27年11月4日

三重県監査委員	福井信行
三重県監査委員	服部富男
三重県監査委員	津村衛
三重県監査委員	田中正孝

第1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 平成27年8月31日
- 2 請求人 住所 四日市市笹川七丁目51番地9
氏名 森岡一智

第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

平成27年9月30日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

また、同日、三重県健康福祉部職員の陳述を聴取した。

第4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監 査 第 58 号

平成 27 年 10 月 26 日

請求人 森岡 一智 様

三重県監査委員 福 井 信 行

三重県監査委員 服 部 富 男

三重県監査委員 津 村 衛

三重県監査委員 田 中 正 孝

住民監査請求について

平成 27 年 8 月 31 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

記

第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第 2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求理由

- (1) 平成 26 年 7 月 14 日、医療法人普照会（以下「本件医療法人」という。）（仮称）老健もりえい工事の一般競争入札公告が行われた（以下当該公告された入札を「第 1 回入札」という。）。
- (2) 平成 26 年 8 月 12 日、三重県知事に上記の工事の談合情報について内容証明（以下「本件内容証明郵便」という。）が郵送された。
- (3) 平成 26 年 8 月 19 日の第 1 回入札が突如、中止された。
- (4) この公告の工期は、平成 27 年 3 月 20 日と公表されていたが、平成 26 年 8 月 13 日に建築計画概要書において工事完了予定が平成 27 年 6 月 30 日と変更届が出された。
- (5) 平成 26 年 12 月 22 日、本件医療法人（仮称）老健もりえい新築工事の一般競争入札公告が再公告された（以下当該公告された入札を「第 2 回入札」という。）。
工期は、平成 27 年 12 月 20 日に大幅に変更された。第 2 回入札は同年 1 月 29 日に行われ、入札結果は、株式会社新井組（以下「本件会社」という。） 1 者のみが参加して、落札の決定がなされた。

(6) この一連の入札は、本件医療法人と本件会社の出来レースである。

2 求める措置の内容

(1) 補助金の支出の差止め

この不正を行った本件医療法人に対して、三重県が補助金を支払う事はあってはならないと考え本件請求をするに至った。しかし、三重県が補助金の支出を中止するとは思っていない。なぜなら、三重県と本件医療法人はグズグズの関係だからである。

また、この病院建設の同時期に本件医療法人の理事長は、本件会社に住宅を施工させた。

(2) 第1回入札参加者の公表

第1回入札は業者が2者参加していたが、本件会社以外の他のもう1者の公表を求める。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

三重県知事が、平成26年5月22日付けで、本件医療法人に対して交付決定した平成26年度三重県老人保健福祉施設整備費補助金（以下「本件補助金」という。）を支出することに違法又は不当な点があるか否かを、監査対象事項とした。

2 監査対象部局

健康福祉部

3 対象部局の調査の実施、陳述の聴取等

(1) 実施した調査等

平成27年9月11日、健康福祉部に対して調査を実施した。

平成27年9月24日、健康福祉部長から、陳述書の提出があった。

平成27年9月30日、請求人及び健康福祉部職員の陳述をそれぞれ聴取した。

(2) 請求人の陳述の要旨

ア 第1回入札について

- 平成26年8月19日に本件医療法人は一般競争入札を行おうとした。この入札は適切ではない。そう判断する理由は、工期である。第1回入札の公告では、「契約締結の日～平成27年3月20日（予定）」と7か月で完成することになっていた。完成が2か月も先に延びたら「(予定)」とは言わない。
- 第1回入札の平成26年8月19日時点で、既存の病院施設はまだ建っており、先にそれを解体撤去しなければならない。4階建てか5階建ての既存の

病院施設を解体撤去するのに、最低3か月はかかる。8階建ての100床の建物が7か月で建つはずがない。解体撤去の期間を除くと実際は3か月くらいしかない。1者たりとも第1回入札には参加できない。他の業者が、入札の公告を見ただけで、参加できないような入札をやろうとした。

- ・ だから私は談合情報を出した。すると中止になった。もう1者参加があったと長寿介護課で聞いたが、入札に参加しようとした者がもう1者あることが不自然である。1者では何か都合が悪いと思ったから無理をして呼びかけたと考える。

イ 第2回入札について

- ・ 第2回入札の工期は、11か月である。第1回入札は、解体撤去も含めて7か月であった。同じ工事で2つの入札が矛盾している。
- ・ 第2回入札については適切であり特に問題はない。

ウ 三重県と本件医療法人の関係

- ・ 談合というのは、本件医療法人と本件会社との間のことで、三重県とは関係がない。請求書に「三重県と本件医療法人はグズグズの関係」との記載もあるが、端的な証拠や、具体的なものがあるわけではない。
- ・ 補助金を出さないという決定はできそうにないから、三重県は本件医療法人を擁護する立場となる。

(3) 監査対象部局の陳述の要旨

ア 本件補助金の概要等

- ・ 三重県では、施設サービスを必要とする者が円滑に介護保険施設を利用できるように、介護保険事業支援計画に基づき特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の施設整備を進めている。
- ・ 本件医療法人が整備を行う介護老人保健施設（以下「本件施設」という。）については、平成26年3月19日付けで「平成26年度老人保健福祉施設整備方針」に基づく整備対象施設として選定し、当該選定結果に基づき同年4月15日に補助内示を行い、同月30日付けで提出のあった交付申請に対して、同年5月22日に2,500万円の本件補助金の交付決定を行った。
- ・ なお、本件施設の整備については、既存の病院施設の建替工事と並行して行うもので、補助対象である本件施設の整備に先立ち行っていた併設病院の建替工事の遅れにより、年度内での工事の完了が困難となったことから事業の繰越しを行っている。

イ 第1回入札の中止

- ・ 補助対象施設の建設工事にあたって、整備主体に対して「社会福祉施設等の整備に係る契約事務等の基準」（以下「契約事務等の基準」という。）に基づき入札事務を実施するよう求めており、入札にあたっては、条件付き一般

競争入札を原則としている。

- ・ 本件内容証明郵便の送付があつてから、平成 26 年 8 月 18 日に本件医療法人の理事長に来庁を求め、談合情報があつたことを伝え、状況確認を行うとともに、今後の対応について協議を行ったが、その際、本件医療法人の談合への関与について確認したところ、理事長から、やましいことはないとの返答を得た。
- ・ また、今後の対応について、理事長としては、このまま入札を執行したいとの意向であつたが、談合への対応の手順として法人内部に公正入札調査委員会を設置し、入札を続行するか中止するかを決定を行うよう指示した。
これを受けて、本件医療法人では、公正入札調査委員会に諮ったうえ入札の中止を決定した。

ウ 第 1 回入札の工期等

- ・ 第 1 回入札の工期について、7 か月という工期は、厳しいとは理解していた。本件医療法人に何度も確認したが、頑張つてやるということであつた。また、健康福祉部内の建築関係の専門職に確認しても、間に合うであろうとのことであつた。
- ・ 平成 26 年 8 月に、本件施設整備予定の現地にて、まだ解体予定の既存の病院施設が建っているのを確認した。この時点で、1 期目の工事が遅れているとの認識はあつた。当初は、平成 26 年 7 月中に解体工事が終わつて、その後 2 期工事という予定であつた。
- ・ 第 1 回入札の 7 か月という工期で、仮に工事が終わらなかつた場合は、正当な理由がない限り、補助金の交付決定を取り消すこととなる。
- ・ 第 2 回入札の公告では、平成 27 年 1 月 29 日から同年 12 月 20 日までの約 11 か月とし、約 4 か月延伸された。これは、事業の繰越しもしており、工事がこれ以上遅れることのないよう、入札不調のリスクを避けるためにも余裕をもった工期設定とするよう本件医療法人に対して指示したものである。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果、請求人及び監査対象部局の陳述結果等を総合すると、次の事実が認められる。

- (1) 平成 26 年 4 月 30 日、本件医療法人は、三重県知事に対して、本件施設を整備するため、申請額 2,500 万円、事業完了予定日平成 27 年 3 月 20 日とする本件補助金の交付申請を行った。
- (2) 上記申請に対して、平成 26 年 5 月 22 日、三重県知事は、本件補助金の交付決定を行った。

本件補助金の交付決定には、三重県社会福祉施設等整備指導要綱第 6 の (1) に掲げる事項が交付の条件として付されている。同要綱第 6 の (1) には、契約事務等の基準を遵守すべきものとされ、同基準には、建設工事は原則として一般競争入札により実施する旨定められている。

(3) 本件医療法人は、本件会社の施工により、本件施設の整備に先立ち、平成 26 年 1 月頃から 1 期工事として本件施設の隣地に病院の建設を行っており、本件施設と病院とは接続されることとなっている。

(4) 平成 26 年 7 月 14 日、本件医療法人は、本件施設整備に必要な工事を実施するため、建通新聞に下記内容の一般競争入札の公告を行った。

記

工事名	本件医療法人（仮称）老健もりえい
工事内容	鉄筋コンクリート造 8 階建て 延床面積 5,218.05 m ² 建築工事一式（設備工事、外構工事を含む）
工期	契約締結の日～平成 27 年 3 月 20 日（予定）
入札執行日時	平成 26 年 8 月 19 日（火）午後 1 時

(5) 上記入札公告における工期について、健康福祉部の担当者は、通常より短いと認識していた。本件医療法人に確認したところ、この工期でも不可能ではないとの回答があった。

また、健康福祉部の担当者は、上記入札の参加条件等について、参加者が制限されていないことを確認した。

(6) 第 1 回入札の受付終了期間であった平成 26 年 7 月 17 日までに本件会社を含め 2 者の申込みがあった。

(7) 平成 26 年 8 月 16 日、請求人から三重県知事に対して、同月 12 日付け本件内容証明郵便が送付された。

同文書には、第 1 回入札について、本件会社が 100%落札すること、本件会社から頼まれた業者が付き合いで入札に参加すること、三重県の補助金を騙し取るためのいかさまの競争入札であること、本件医療法人の理事長の自宅が本件会社の施工により建築されたこと、本件補助金の不正に関して本件医療法人の理事長、本件会社、設計会社らが結託している旨などが記載されていた。

(8) 平成 26 年 8 月 18 日、健康福祉部の担当者は、本件内容証明郵便を受けて、本件医療法人の理事長らに対して、本件会社が第 1 回入札で 100%落札すること等の情報があったことを伝え、「社会福祉施設等整備に係る談合情報対応手順」に従い、公正入札調査委員会を設置し対応するよう指導を行った。

(9) 平成 26 年 8 月 19 日、本件医療法人の職員から、健康福祉部の担当者に対して同月 18 日に公正入札調査委員会を開催し、その結果、入札を取りやめた旨の連絡があった。健康福祉部の担当者は、再度入札する場合の工期の設定について、

入札不調を避けるためにも余裕を持った期間を設定すること、より多くの者が参加できるよう入札参加要件の見直し等、今後の対応について指示を行った。

- (10) 平成 26 年 8 月 26 日、健康福祉部の担当者らが、本件施設建設予定地の現地確認を行ったところ、解体撤去される予定の既存病院施設がまだ建っていることを確認した。
- (11) 平成 26 年 12 月 17 日、本件医療法人から、健康福祉部に対して、契約事務等の基準に基づいて、本件施設整備に関する再入札の公告案の送付があった。この案について、健康福祉部の担当者は、より多くの者が入札に参加できるように、総合評定値をさらに低くする等の指導を行った。
- (12) 平成 26 年 12 月 19 日、本件医療法人から、三重県知事に対して、年度内に事業の完了が困難となっていることから、事業完了日を平成 27 年 3 月 20 日から同年 12 月 20 日に変更するための申請がなされ、これに対して、三重県知事は、変更された事業完了期日までに事業を完了するよう同日付けで指示を行った。
- (13) 平成 26 年 12 月 22 日、本件医療法人は、本件施設整備に必要な工事を実施するため、建通新聞に下記内容の一般競争入札の再度の公告を行った。

記

工事名	本件医療法人（仮称）老健もりえい新築工事
工事内容	鉄筋コンクリート造 8 階建て 延床面積 5,218.05 m ² 建築工事一式（設備工事、外構工事を含む）
工期	契約締結の日～平成 27 年 12 月 20 日（予定）
入札執行日時	平成 27 年 1 月 29 日（木）午後 1 時

- (14) 平成 27 年 1 月 29 日、本件医療法人は、桑名市職員ら立会いのもと、本件補助金に係る入札を実施した。入札参加者は本件会社 1 者のみであり、同社の落札となった。
- (15) 平成 27 年 2 月 2 日、本件医療法人と本件会社との間で、請負代金 13 億 5,216 万円とする本件施設整備に関する建設工事請負契約が締結された。
- (16) 平成 27 年 6 月 11 日、三重県の職員らは、本件施設の着工時における現地調査を行い、入札手続等を含めた確認を行った。

2 判断

(1) 理由

請求人は、本件補助金の交付の条件に、工事は原則として一般競争入札により実施する旨が付されているが、本件医療法人及び本件会社（以下「本件医療法人ら」という。）が共謀するなどして、第 1 回入札及び第 2 回入札を不正に行い、三重県から補助金を不当に取得しようとしたものであるから、その支出は違法又は不当なものとなる旨主張しているものと解される。

しかしながら、本件補助金は、第2回入札に基づく工事請負費を対象とするところ、第3の3(2)イに記載のとおり、第2回入札については、請求人自身が、適切に行われ何ら問題がない旨述べており、また、前記認定事実((11)、(13)ないし(16))のとおり、適正に実施されていることが認められる。

本件補助金の対象となる第2回入札が適正に実施されている以上、本件補助金の支出に違法又は不当な点はない。

ところで、請求人の主張は、第1回入札が不正に行われた以上、本件補助金は支出されるべきでない旨とも解し得るため、この点について検討する。

請求人の上記主張は、その具体的根拠について必ずしも明らかではないが、本件請求が補助金の支出を対象としていることから、第1回入札の不正が、補助金交付決定の取消事由のいずれか(三重県補助金等交付規則第16条第1項第1号ないし第5号)に該当するにもかかわらず、その取消しをしないまま、支出することに違法又は不当があるとの主張と解し、以下判断する。

ア 請求人は、第1回入札において、本件医療法人らが共謀して本件会社以外の者が入札に参加できないよう、施工不可能な短い工期を設定した旨主張している。

たしかに、前記認定事実(5)のとおり、健康福祉部において、工期が通常よりも短いと認識していたことが認められる。

しかしながら、工期が短いことをもって直ちに本件医療法人らが共謀し他の者の入札の排除を図るなど三重県から不当に本件補助金を取得しようとするものが推認されるものではなく、その他これを認めるに足る証拠はない。

イ 請求人は、その他、本件医療法人の理事長の自宅が本件会社により施工されたこと、三重県と本件医療法人の関係性等を、本件医療法人らが入札を不正に行った根拠として主張しているものと解されるが、これらがどのようにして本件医療法人の不正に結びつくのかについて、具体的な主張立証がない。

ウ したがって、本件医療法人らが、第1回入札を不正に行ったとは認めることができないから、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(2) 結語

よって、本件補助金の支出の差止め及び第1回入札参加者の公表を求める本件請求は、いずれも理由がないから、前記第1監査の結論のとおり決定する。

(参考) 関係する規則、要綱等

1 三重県補助金等交付規則 (以下「交付規則」という。)

(1) 補助金等の交付の条件

知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする (5条1項)。

- ・ 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関すること (同項2号)。
- ・ その他知事が必要と認める条件 (同項6号)

(2) 補助事業等の遂行

補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令に基づく知事の指示及び処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない (9条1項)。

(3) 決定の取消

知事は、補助事業者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消することができる (16条1項)。

- ・ 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき (同項1号)。
- ・ 補助金等を他の用途に使用したとき (同項2号)。
- ・ 第20条の規定に違反して承認を受けないで補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、又は担保に供したとき (同項3号)。
- ・ 正当な理由がなく第21条の規定による報告をせず、又は調査を拒んだため、補助事業等の内容が確認できないとき (同項4号)。
- ・ 前各号のほか補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき (同項5号)。

(4) 実施の細目

この規則に定めるもののほか、交付すべき補助金等の名称、目的、交付の対象、交付の事務又は事業の内容及びその額又は補助率等の細目については、知事が別に定めて告示する (23条)。

2 健康福祉部関係補助金等交付要綱

交付規則第23条の規定に基づく健康福祉部関係補助金等の名称、目的、交付の対象者、交付の対象となる事務又は事業の内容及び補助額又は交付率は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する (1条)。

交付要綱 別表 1 (10)長寿介護課関係

区分	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業等の内容	補助額又は交付率	補助対象者
2	老人保健福祉施設整備費補助金	老人保健福祉施設整備を行う者に対し経費の一部を補助し施設入所者等の保健福祉の向上を図る。	老人保健福祉施設の整備に要する経費	別に定める。	市町、一部事務組合、社会福祉法人及び医療法人。ただし、医療法人にあつては、介護老人保健施設を整備する場合に限る。

3 本件補助金交付要領

(1) 交付の目的

この補助金は、老人保健福祉施設整備を行う者に対し、これに要する経費の一部を県が補助することにより、施設入所者等の保健福祉の向上を図るとともに、老人保健福祉施設整備の促進を目的とする（2条）。

(2) 補助金の対象者及び補助金額

補助対象者及び補助金額は、別表のとおりとする（3条）。

別表

施設区分	補助対象者	補助単価	単位	補助率
特別養護老人ホーム	市町又は社会福祉法人	ユニット型 3,375 千円 従来型 2,560 千円	定員数	定額
養護老人ホーム	市町又は社会福祉法人	3,375 千円	定員数	定額
介護老人保健施設	市町、社会福祉法人又は医療法人	25,000 千円	施設数	定額

(3) 補助金の対象施設

補助金の対象となる施設は、次のとおりとする（4条）。

- ・ 特別養護老人ホーム（定員30人以上に限る。）
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設（定員30人以上に限る。）

(4) 補助金の対象整備区分

補助金の対象となる整備区分は、次のとおりとする（5条）。

対 象 施 設	整 備 区 分
特別養護老人ホーム	創設、増築、改築
養護老人ホーム	改修、改築
介護老人保健施設	創設、改修、改築

（5）補助金の対象経費

補助金の対象となる経費は、施設整備に必要な工事費又は工事請負費とする（6条）。

（6）決定の取消し

知事は、補助事業者が、交付規則第16条各号に規定する事項のほか、第10条に規定する交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる（15条）。

公 告

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、平成 27 年 10 月 23 日、みえ医療福祉生協労働組合及び三重県医療労働組合連合会から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 事件

- (1) 医療・介護・福祉労働者の大幅増員、夜勤の改善について
- (2) 賃金と雇用の確保について
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充について
- (4) 医療提供体制の縮小・合理化反対について
- (5) 「看護職員需給見通し」の抜本見直しについて
- (6) その他

2 日時

平成 27 年 11 月 6 日午前 0 時以降要求解決まで

3 場所

- (1) 津市白塚町口起 3568-4
白塚診療所及びショートステイはまかぜの組合員が従事する職場
- (2) 津市高茶屋 5 丁目 11-48
高茶屋診療所の組合員が従事する職場
- (3) 津市船頭町 1721
津生協病院の組合員が従事する職場
- (4) 津市船頭町 3453
津生協病院附属診療所及び柳山ケアプランセンターの組合員が従事する職場
- (5) 津市柳山津興 1548
地域支援センターデイサービスえがお、津医療生協本部及び組合員活動部の組合員が従事する職場
- (6) 津市柳山津興 363-26
あこぎ苑の組合員が従事する職場
- (7) 伊勢市中島 2-24-24
宮川さくら苑の組合員が従事する職場
- (8) 伊勢市浦口 4-2-13
伊勢民主診療所、居宅支援事業ほのぼの、訪問介護事業ちからもち及び訪問看護ステーションまごのでの組合員が従事する職場
- (9) 四日市市生桑町 1455
いくわ診療所、訪問看護ステーションいくわ、通所リハビリテーションいくわ、居宅介護支援事業いくわ、デイサービスいくわ及びヘルパーステーションいくわの組合員が従事する職場
- (10) 桑名市伊賀町 55-2
伊賀町診療所、ホームヘルプいがまち、デイサービスいがまち及び伊賀町居宅支援事業所の組合員が従事する職場
- (11) 桑名市陽だまりの丘 2 丁目 2304
デイサービス福寿草、複合型サービスすぎな及び訪問看護ステーションつくしの組合員が従事する職場

4 概要

同盟罷業をはじめとする争議行為を必要に応じて実施

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、平成 27 年 10 月 23 日、伊勢赤十字病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 事件

- (1) 秋年末一時金について
- (2) 年末年始の休日について
- (3) 職場要求について
- 2 日時
平成 27 年 11 月 5 日午前 0 時以降要求解決まで
- 3 場所
伊勢赤十字病院内の会議場又は一部の職場
- 4 概要
あらゆる形の争議行為及び妨害排除のための一切の争議行為

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 27 年 10 月 23 日	三重郡川越町大字豊田字西屋敷 108-1 ほか 2 筆	愛知県一宮市東出町 7-1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 寄 光 彦

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 27 年 11 月 4 日

三重県教育委員会教育長 山口 千代 己

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
三重県統一校務支援システム導入及び運用保守業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が「入札説明書」で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 34 年 3 月 31 日（木）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県庁 三重県教育委員会事務局（県総合教育センターを含む。）
三重県立高等学校
データセンター（三重県津市内：場所は契約後、別途開示する。）
 - (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、5(3)に掲げる所属に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により入札に参加する場合の調達システム利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- (5) 調達システムの入札書画面では、入札価格は税抜と表示されていますが、本入札では税込価格で入力してください。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる申請書等を平成27年11月19日（木）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)及び(4)の書類を、平成27年12月21日（月）15時までに提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（入札説明書の第1号様式「競争入札参加資格確認申請書」）
- (2) 入札説明書の第1号様式（別紙）「提案書等提出申請書」
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 入札事務担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班 担当 福井、古儀

電話 059-224-3008 ファクシミリ 059-224-2319

(2) 契約事務担当所属

(1)に同じです。

(3) 電子調達システム利用登録申請担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 本入札で配布する資料

以下の資料を本公告日から平成27年12月17日（木）15時まで調達システムにより提供します。

ア 入札説明書

イ 仕様書

ウ 提案書記入要領

エ 落札者決定基準

オ 契約書（案）

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成27年11月25日（水）までに通知します。

(6) 技術提案書等の提出日時及び提出方法等

ア 提出期間 平成27年11月26日（木）8時30分から同月30日（月）17時まで

イ 場所 (1)に掲げる所属

ウ 提出方法

入札説明書に掲げる技術提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、(1)に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県統一校務支援システム導入及び運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書の作成について

ア 「提案書記入要領」に基づき作成してください。

イ 提出部数は、紙媒体 11 部（正本 1 部、副本 10 部）及び電子媒体（CD-R 又はDVD-R）1 部とします。

ウ 原稿サイズはA4 を基本とし、両面使用によりページ数は概ね 100 ページまでとしてください。

また、フラットファイル等で製本してください。

エ 目次、ページ番号及びインデックスを付けてください。

オ 製本の編綴順序は、「提案書記入要領」の別紙 3「提案書記載依頼事項」の項目順序のとおり編綴してください。

カ 提出された技術提案書の返却は、一切行いません。

キ 提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。

ク その他必要な事項は、「提案書記入要領」によることとします。

(8) 技術提案書聴取会の実施

ア 技術提案書の内容について、技術提案書聴取会を行いますので、本案件担当予定者は必ず出席してください。

イ 日時 平成 27 年 12 月 11 日（金）予定

詳細 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

なお、提案者が多数の場合は日程及び時間を変更する場合があります。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 45 分とし、うち説明は 30 分以内とします。

エ 出席者は、本案件担当予定を含め、5 名以内としてください。

(9) 入札書の提出日時及び提出場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 27 年 12 月 17 日（木）15 時まで

入札と合わせて提出が必要となる入札説明書の様式 1「入札金額内訳書」は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札書と入札説明書の様式 1「入札金額内訳書」を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 27 年 12 月 17 日（木）15 時まで

なお、入札書は平成 27 年 12 月 9 日（水）から同月 17 日（木）15 時までの間に到着するように投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課総務・相談・情報班

案件名 三重県統一校務支援システム導入及び運用保守業務委託 入札書在中

(10) 開札の日時及び場所

日時 平成 27 年 12 月 17 日（木）15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局教育総務課

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、開札日前日の 15 時までに(1)に掲げる所属へ連絡をしてください。

(11) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

本入札においては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税を含む。）をもって契約金額とします。入札価格は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）としてください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を希望する場合は、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出ください。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、「落札者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

本入札に関する事項（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）に質疑がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに5(1)に掲げる所属へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、「入札情報サービス」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

質疑提出締切日時 平成27年11月13日（金）15時

結果回答 平成27年11月17日（火）までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理

手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Services to be Required :
Outsourcing of Implementation and operation maintenance of comprehensive school job support system for Mie Prefecture
- (2) Submission of Proposal :
Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, 8:30 A.M. on Thursday, November, 26, 2015 and 5:00 P.M. on Monday, November 30, 2015.
- (3) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, December 17, 2015.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, December 9, 2015 and 3:00 P.M. on Thursday, December 17, 2015.
- (4) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, December 17, 2015.
- (5) Managing Authority :
Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education
13 Komei-cho, Tsu City, Mie, 514-8570 Japan
Tel 059-224-3008 Fax 059-224-2319

落札者決定基準の概要

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 入札価格の評価
入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与えます。
- (2) 提案内容の評価
提案内容の評価については、提案書評価表に基づき提案内容の評価し、「技術評価点」を与えます。
- (3) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応
以下の順で落札候補者を決定します。
 - ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
 - イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合
当該入札者間で三重県電子調達システム（物件等）を利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式によります。

$$\text{「価格評価点」} = 300 \times (1 - X / K)$$

X：入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）（円）

平成 27 年度から 33 年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：評価基準額（消費税及び地方消費税を含む。）（円）

※入札価格及び評価基準額については、全て消費税及び地方消費税を含む金額で計算を行います。

※有効数字は、小数点以下 16 桁目までとし、小数点以下 17 桁目以降は切り捨てとします。

3 提案内容の評価

提案内容の評価は、提案書に基づいて以下の手順で行います。

(1) 大分類の設定

次のとおりの大分類とします。

- ア 事業実施全般：システム導入の基本方針を実現するための業務の理解度・考え方・方法・企業情報・導入実績に係る部分の評価
- イ プロジェクト管理：要求仕様を実現するために必要なプロジェクト管理に係る部分の評価
- ウ 校務支援システム（パッケージ）：システムが保有する機能帳票及び非機能要件に係る部分の評価
- エ システム構築全般：システム構築全般に係る部分の評価
- オ システム構築：システム構築に係る部分の評価
- カ 運用保守：運用保守に係る部分の評価
- キ 研修工程：研修に係る部分の評価
- ク 終了工程：業務終了時に係る部分の評価
- ケ SLA・SLM：SLA・SLMに係る部分の評価

(2) 配点の設定

「技術評価点」の満点を 700 点として、次のとおり配点します。

ア 事業実施全般	：	84.00 点
イ プロジェクト管理	：	70.00 点
ウ 校務支援システム（パッケージ）	：	231.00 点
エ システム構築全般	：	69.00 点
オ システム構築	：	42.00 点
カ 運用保守	：	70.00 点
キ 研修工程	：	49.00 点
ク 終了工程	：	35.00 点
ケ SLA・SLM	：	50.00 点

各項目の評価区分の考え方については、提案書評価表に記載します。

(3) 項目加重点の考え方

重要度に応じて、評価項目毎に項目加重点を設定します。

(4) 項目評価点の考え方

審査委員が技術提案書及び技術提案書聴取会の内容を踏まえ、評価項目毎に下記ア～カに基づき点数を付します。

次に、評価項目毎で各審査委員が付した点数を合計し、審査委員数で割った値を項目評価点とします。

※有効数字は、小数点以下 16 桁目までとし、小数点以下 17 桁目以降は切り捨てとします。

- ア 特に優れたレベルの提案は「5 点」
- イ 優れたレベルの提案は「4 点」
- ウ やや優れたレベルの提案は「3 点」
- エ 標準的なレベルの提案は「2 点」
- オ 劣ったレベルの提案は「1 点」
- カ 記述のないものは「0 点」

(5) 技術評価点の計算

「技術評価点」は以下の式で求めた「調整後項目評価点」の合計値とします。

「調整後項目評価点」＝項目加重点×項目評価点

※有効数字は、小数点以下 16 桁目までとし、小数点以下 17 桁目以降は切り捨てとします。

4 落札候補者の決定要件

落札候補者の決定に当たっては、「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としませんが、項目評価点において、「0 点」が 1 つでもあった者は落札候補者としません。

また、下記の全ての要件を満たさない者は落札候補者とししない。

- (1) 入札価格が、入札説明書で示した評価基準額以内であること。
- (2) 入札説明書の様式1「入札金額内訳書」により提案された各年度別価格が、入札説明書で示した年度別の支払限度額以内であること。

※(1)及び(2)に記載した金額は、全て消費税及び地方消費税を含む額とする。

5 落札者の決定について

落札候補者については、入札説明書で示した落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
